

入会のご案内

< 会員種別 >

- ・ **正会員**（着付け業務に関する団体）
- ・ **賛助会員**（この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助する団体、企業）

< 会員権利 >

- ・ **正会員**：正会員は、総会を構成し、各1個の議決権を有する。
- ・ **賛助会員**：賛助会員は総会に出席し、議長の許可を得て意見を述べるができる。

< 会費等 >

- ・ **正会員** 年会費 12万円 入会金 25万円
- ・ **賛助会員** 年会費 10万円

< 入会基準 >

・ 正会員

- (1) 技能センターの目的である「他装（他人に着物を着付ける業務）に係る技能の向上及び他装業務に従事する者の経済的社会的地位の向上を図るとともに、消費者が選択する際の指標を示し、消費者利益の擁護に資することで、着付け技能の振興、発展に寄与すること」に賛同し、技能センターの活動に協力出来ること。
- (2) 技能センターが運営する着付け職種技能検定について賛同し、技能検定の運営に協力出来ること。
- (3) 法人格を有する団体又は着付けに関して職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を実施している団体であること。
- (4) 技能センター及び技能検定の運営に関して、妨げになるようなことを行わないこと。
- (5) 団体が行う事業の遂行を有利にする手段として技能センターの会員であることを利用しないこと。
- (6) 過去3年以内に法令等に違反して処分された団体でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。

・賛助会員

- (1) 技能センターの目的である「他装（他人に着物を着付ける業務）に係る技能の向上及び他装業務に従事する者の経済的社会的地位の向上を図るとともに、消費者が選択する際の指標を示し、消費者利益の擁護に資することで、着付け技能の振興、発展に寄与すること」に賛同していること。
- (2) 技能センターが運営する着付け職種技能検定について賛同していること。
- (3) 技能センター及び技能検定の運営に関して、妨げになるようなことを行わないこと。
- (4) 団体、企業が行う事業の遂行を有利にする手段として技能センターの賛助会員であることを利用しないこと。
- (5) 過去3年以内に法令等に違反して処分された団体、企業でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。

< 入会手続 >

所定の入会申込書に必要な書類を添えてお申し込み下さい。

入会審査は理事会にて行います。入会をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承下さい。

< 入会申込書 >

- ・ 正会員入会申込書
- ・ 賛助会員入会申込書